

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財政援助団体等監査（出資団体監査）

名古屋市住宅供給公社

（事務所所在地：西区浄心一丁目 1番 6号）

住宅都市局

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の名古屋市住宅供給公社が指定管理者として管理する公の施設及び住宅都市局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管
改良住宅・コミュニティ住宅・更新住宅36施設	名古屋市住宅供給公社	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	住宅部 住宅企画課
定住促進住宅39施設			

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 6 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

- 7 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- 8 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された名古屋市住宅供給公社（以下「供給公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、供給公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、供給公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、既に必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

名古屋市住宅供給公社インターネットバンキング利用要綱によると、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を利用者が行い、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を管理者又は使用責任者が行うこととされている。また、支払事務の流れとしては、振込登録後に振込承認を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

供給公社のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録を総務課の担当者が、振込承認を総務課長又は経理係長が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上は、管理者である総務課長のIDに振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で支払ができる状況となっていた。

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、総務課長に付与されている振込登録の権限を削除されたい。

なお、供給公社において、総務課長に付与されていた振込登録の権限を削除したことを、住宅都市局住宅企画課が確認しており、必要な措置が講じられた。

(2) 小切手の管理について（支出事務）

小切手法（昭和 8 年法律第 57 号）によると、小切手には振出人の記名捺印が必要とされている。また、名古屋市住宅供給公社財務会計規程によると、供給公社の行う支払は、原則として取引金融機関を支払人とする小切手をもってするとされている。さらに、供給公社の取引金融機関である三菱UFJ 銀行の当座勘定規定によると、当該銀行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当該銀行が交付した用紙を使用することとされており、取引に使用する印鑑は、あらかじめ届け出なければならないとされている。

供給公社の小切手の管理状況を調査したところ、使用中及び未使用の状態の小切手帳が総務課内にある鍵付きキャビネット内に保管されていたものの、当該キャビネットは、業務時間中は常時開錠された状態であり、誰でも容易に小切手帳を取り出せる状態となっていた。さらに、小切手帳の使用済及び未使用の冊数等について、帳簿での管理が行われていなかった。

なお、小切手を振り出す際には、使用する都度必要事項を記入し、総務課長が管理している銀行印を押印しているとのことであった。

小切手が誰でも容易に取り出せる状態になっていると、不正な振出しにつながりかねないため、小切手帳を施錠できる金庫等で保管するとともに、全ての小切手帳の冊数等を帳簿で把握するなど、厳正に管理されたい。

なお、供給公社において、令和 6 年 12 月末をもって小切手の使用を廃止し、

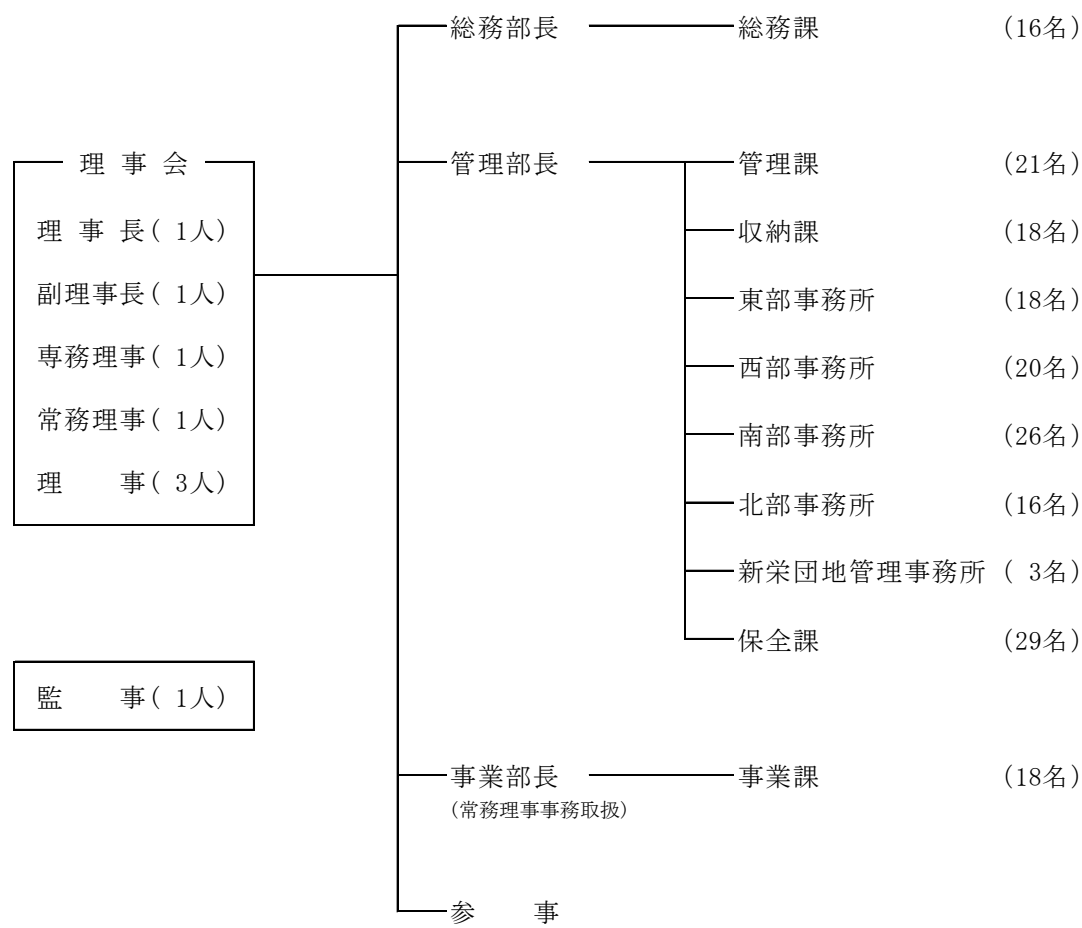
既存の小切手帳については廃棄したことを、住宅都市局住宅企画課が確認しており、必要な措置が講じられた。

《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋市住宅供給公社
- ・所 在 地：西区浄心一丁目 1番 6号
- ・基 本 財 産： 5,000万円（本市出資額は 5,000万円であり、出資割合は 100%）
- ・主な事業内容：①住宅の積立分譲、②住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、③住宅の用に供する宅地の造成、管理及び譲渡、④住宅の建設と一体として行う商店、事務所等の建設、賃貸その他の管理及び譲渡等
- ・職 員 数： 188人（嘱託員 102人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図 (令和 6年 3月31日現在)



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- (1) 補助金 164万円（特定優良賃貸住宅子育て支援補助金及び要安全確認計画記載建築物耐震改修事業補助金）
- (2) 指定管理料 14億 4,753万円（市営住宅及び定住促進住宅の指定管理）
- (3) 貸付金残高 124億 2,534万円（賃貸住宅・店舗建設資金、定住促進モデル住宅・店舗・事務所建設資金及び事業運営資金）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 市営住宅管理等事業

名古屋市営住宅、定住促進住宅及び附帯する共同施設の保全業務、収納事務、募集事務及びその他管理事務等

(2) 公社賃貸住宅等管理事業

公社賃貸住宅の管理及び入居促進策の実施、専用店舗等の管理、収納事務等

(3) マンション管理サポート等事業

大規模修繕工事等コンサルティング業務受託、分譲住宅管理、再開発施設管理等受託、名古屋市との主な連携施策であるマンション管理適正化の推進や住宅確保要配慮者の入居の円滑化等

4 決算状況

(1) 正味財産増減計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
事業収益	12,793,326
賃貸管理事業収益	1,501,780
マンション管理サポート等事業収益	96,266
受託事業等収益	11,195,279
事業原価	12,606,759
賃貸管理事業原価	1,372,728
マンション管理サポート等事業原価	89,191
受託事業等原価	11,144,840
一般管理費	41,753
事業利益	144,812
その他経常収益	19,791
その他経常費用	102,348
経常利益	62,255
特別利益	66,061
特別損失	77,487
当期純利益	50,829

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	4,113,315	次期返済長期借入金	441,468
未収金	142,869	未払金	3,160,007
前払金	15,793	前受金	2,446
その他流動資産	70,885	預り金	219,057
貸倒引当金	△ 11,399	その他の流動負債	118
流動資産合計	4,331,465	流動負債合計	3,823,098
固定資産		固定負債	
賃貸事業資産	14,712,287	長期借入金	11,983,874
その他事業資産	66,310	預り保証金	985,155
有形固定資産	546,146	繰延建設補助金	143,135
無形固定資産	17,775	引当金	1,167,555
その他の固定資産	2,613,651	固定負債合計	14,279,720
貸倒引当金	△ 7,256	負債合計	18,102,818
固定資産合計	17,948,915	資本の部	
		資本金	50,000
		剰余金	
		利益剰余金	4,127,562
		剰余金合計	4,127,562
		資本合計	4,177,562
資産合計	22,280,381	負債及び資本合計	22,280,381

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。